債権者集会招集

書面による計算報告

特別清算協定認可

令和６年（ヒ）第３号

埼玉県羽生市大字上新郷1471番地
清算株式会社　株式会社竹内商事
代表清算人　植村　俊永

1　決定年月日　令和７年６月25日

2　主文　次の協定を認可する。

協定

1　協定債権の権利変更

協定債権（以下当該債権に係る債権者を「協定債権者」という）については、以下のとおり権利変更を受ける。

⑴　債権債務の確認

株式会社竹内商事（以下「清算株式会社」という）が各協定債権者に対し負担している令和６年７月31日時点（清算株式会社の解散日現在）の債権元本、利息及び遅延損害金の合計額は、別紙協定別表の「債権額」欄記載の額であることを確認する。

⑵　協定債権者に対する弁済

清算株式会社は、植村俊永を除く協定債権者（以下、総称して「本件協定債権者」という）に対し、本協定の認可決定確定日から２か月以内に、別紙協定別表の「弁済額」欄記載の金員を支払う。

ただし、本協定の認可決定確定日において、一般の優先権のある債権及び特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権が存在する場合は、別紙協定別表の「弁済額」欄記載の金額から上記債権額を別紙協定別表の「配当基準額」欄記載の額（以下「配当基準額」という）の割合に応じて控除した後の残額を弁済する。

⑶　本件協定債権者による債務免除

本件協定債権者は、清算株式会社から前項の金員の弁済を受けたときは、当該弁済がなされた日に、清算株式会社に対し、その余の債務を免除する。

⑷　その他の協定債権者による債務免除

協定債権者植村俊永は、本協定の認可決定が確定したときは、清算株式会社が協定債権者植村俊永に対して負担する一切の債務を免除する。

⑸　新たな財産が発見された場合の追加弁済

清算株式会社は、前記⑵の規定に基づく弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、速やかにこれを換価し、本件協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を配当基準額の割合に応じて支払う。この場合においては、前記⑶の規定により清算株式会社が受けた残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

2　弁済の方法

⑴　支払の方法

協定債権の弁済は、清算株式会社の本店所在地において行う。ただし、本件協定債権者が金融機関の口座を指定して振込を希望した場合には、当該口座に振込む方法により支払うものとし、振込に要する費用は清算株式会社の負担とする。

⑵　弁済額計算における端数の処理

協定債権の弁済額を計算するにあたって生じる１円未満の端数は切り捨てる。

⑶　本件協定債権者の弁済受領不能等

清算株式会社は、本件協定債権者の住所変更等のやむを得ない事情により弁済することができなかった場合、速やかに供託を行なうものとし、弁済に遅延した期間にかかる遅延損害金等は生じないものとする。

（別紙省略）

以上

さいたま地方裁判所熊谷支部